

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

【事実】

- 1 Y 株式会社（以下「Y 社」という。）は、公開会社ではない取締役会株式会社であり、種類株式発行会社ではない。また、Y 社は株券発行会社ではない。Y 社の発行可能株式総数及び発行済株式数は、平成 30 年 1 月以降、それぞれ 5 万株及び 2 万株であった。Y 社の定款の定めは、後掲する【資料】の通りである（なお、【資料】に記載されている以外に本間に関係する規定はない）。
- 2 X 株式会社（以下「X 社」という。）は Y 社の株主であり、平成 30（2018）年 5 月 1 日の時点で Y 社の株式を 4000 株保有していた。X 社は Y 社から原材料を仕入れており、相互に重要な取引先である。X 社の商号は、平成 30（2018）年 4 月 30 日までは「X 工業株式会社」であったが、平成 30（2018）年 5 月 1 日に「X 株式会社」と変更した。X 社の商号変更に伴い、X 社が用いる会社印の印影も、「X 工業株式会社之印」と刻まれていたもの（以下「旧印影」という。）から、「X 株式会社之印」と刻まれたもの（以下「現行印影」という。）へと変更された。ただし、X 社は会社印の印影の変更を Y 社に届け出ておらず、Y 社に登録されている X 社の印影は旧印影のままである。
- 3 Y 社は、平成 30（2018）年 6 月 28 日に平成 29 営業年度にかかる定時株主総会を、また令和元（2019）年 6 月 27 日に平成 30 営業年度にかかる定時株主総会を、それぞれ開催した。いずれの定時株主総会においても、X 社は議決権行使の代理人として X 社の従業員 A を出席させた。いずれの定時株主総会の際も、X 社はその会日に先立って Y 社に委任状を送付していたが、それらの委任状には現行印影が押捺されていた。Y 社は届出印と委任状の印影の相違を特に問題とすることなく A による議決権行使を認めていた。
- 4 X 社は、Y 社株式を 1000 株保有している B から、海外移住資金の調達のために Y 社株式を売却したい旨の申し出を受けた。X 社は、Y 社との結びつきを強めたいと考えていたことから、B の申し出を受けることにした。そして X 社と B の交渉の結果、令和 2（2020）年 3 月 20 日、B が保有する Y 社株式の全部を X 社に対して総額 1000 万円（1 株当たり 1 万円）で売却することで合意し、同日その売買代金を決済した。なお、この 1 株あたり 1

万円という価格は、Y 社株式の価値を概ね適正に反映している点で争いはない。

5 売買代金の決済後直ちに、X 社と B は共同で Y 社定款第 8 条に定める申請書（以下「本件申請書」という。）を作成し、それぞれ記名押印した。その際、X 社は本件申請書に現行印影を押印した。本件申請書には、そのほかの点について、記載の脱漏など、申請の効力が問題となるような点は存在しない。本件申請書は、令和 2（2020）年 3 月 30 日午後に Y 社に到達した。

6 Y 社が本件申請書を精査したところ、本件申請書に押捺されている現行印影が、届出印として登録されている旧印影と相違することを発見した。そこで Y 社は令和 2（2020）年 3 月 31 日午前、X 社に電話をかけ、本件申請書の印影が届出印と相違するため Y 社定款第 10 条第 2 項に違反しており、名義書換えできない旨を伝達した。X 社は、これまで現行印影を用いても特に問題とされてこなかったことを指摘して抗議する一方、急いで旧印影を用いた株主名簿名義書換申請書の作成に取り掛かったが、B とコンタクトを取ることができず、同日中に作成することができなかった。なお X 社はその後、旧印影を用いた株主名簿名義書換申請書を提出していない。

7 ところで Y 社では、従来から使用していた原材料精製機械が老朽化しており、概ね半年後には更新のための契約を締結する必要があると見込まれていた。そこで令和 2（2020）年 4 月の時点で、更新の費用としては総額 3000 万円ほど必要であると見込まれていた。そこで令和 2（2020）年 4 月 14 日に開催された Y 社取締役会において、更新に向けた資金の調達方法について協議された。その結果、全額を手持ちの現預金でまかなうことは流動性確保の点から問題がある一方、金融機関からの借入れと新株発行とでは Y 社の財務状況への影響はそれほど変わらないという点で取締役らの意見が一致した。そして、新型コロナウイルス感染症の拡大により資金調達の可能性が不透明であることから、新株発行によって資金調達を行うべきだという意見が大勢を占めた。そこで、来たる定時株主総会の際に株主総会に新株発行決議案を提出することを決定した。

8 令和 2（2020）年 5 月 26 日、Y 社取締役会は同年 6 月 25 日を会日とする定時株主総会（以下「本件総会」という。）を招集することを決定した。また、本件総会の目的の 1 つとして「新株発行の件」を定めるとともに、その議案の具体的内容として C 社に対して第三者割当の方法により新たに株式 3000 株を総額 3000 万円（1 株当たり 1 万円）で発行す

ること、払込期日は同年7月30日とすることを定めた（以下これを「本件議案」という）。
なお、招集手続について違法ないし不当な点がないことについて争いはない。

9 令和2（2020）年6月25日、本件総会が開催された。X社からは同社代表取締役であるDが出席した。受付においてDがX社の議決権の数を確認したところ、4000個である旨の回答がされた。Dは本件申請書による名義書換の申請が有効であることを主張して5000個であるはずだと抗議し、Y社担当者と押し問答になった。結局開始時間となっても解決しないまま、本件総会は開会した。

10 本件議案は本件総会に上程された。長時間の審議ののちに採決がされた結果、出席議決権14500個のうち賛成10000個、反対4500個（X社の議決権4000個を含む。）となった。これを受けて本件総会の議長は本件議案が可決されたことを宣言した（以下これを「本件決議」という）。なお、Bが保有していた株式にかかる議決権1000個は欠席として扱われていた。

11 令和2（2020）年7月1日、X社は本件決議について株主総会決議取消しの訴えを提起するとともに、本件決議に基づく新株発行（以下これを「本件新株発行」という。）について、手続きに違法な点があるとして差止めの仮処分を求める申立てを行った（なおX社は、本件新株発行が著しく不公正な方法によるものである旨の主張はしていない）。

〔設問〕

本件新株発行にX社が主張するような差止事由はあるか。

【資料】

Y株式会社定款

（株式の譲渡制限）

第7条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

②前項の規定にかかわらず、当会社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

(株主名簿記載事項の記載等の請求方法)

第 8 条 当会社の株式の取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載し又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載され若しくは記録された者又はその一般承継人と当該株式の取得者が記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法令で定める場合には、株式の取得者が単独で申請することを妨げない。

(株主が届け出るべき事項、届出印の使用)

第 10 条 当会社の株主及び登録質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらの事項を変更した場合も同様とする。

②前項に定める者が当会社に対して法令、この定款又はこの定款に基づく規程により書面を提出する場合には、前項により届け出た印鑑を押印しなければならない。

(株主総会の議決権の基準日)

第 22 条 当会社は、毎年 3 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(議決権の代理行使)

第 25 条 株主は、株主総会において代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を作成し、当会社に提出しなければならない。

②前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとする。ただし、株主が法人である場合には、その従業員が代理人となることを妨げない。

以上

一 問題の概要

本問は、会社法 210 条に定める募集株式の発行等の差止事由のうち 1 号（募集株式の発行等の法令定款違反）の有無を問うものである。

※なお、本問では本件新株発行が著しく不公正であるかどうかについては問題から除外している（事実 11 を参照）。やや不自然な作問ではあるが、解答時間が 80 分であること、また非公開会社において株主総会により募集株式の発行等を定めた場合にもなお著しい不公正と言える場合があるのかという応用的な問題が生じるため、難度が上がることで本講座の趣旨に合致しなくなると考えられることから、解答の範囲を限定したものである。

この点に関連して、京都地決平成 30 年 3 月 28 日金判 1541 号 51 頁はついて触れておく。この決定は、公開会社において支配権争いがある状況下で有利発行を行うに際して株主総会の特別決議を経たケースである。同決定は「株主は、取締役から、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由について説明を受けたとはいえないから、たとえ本件新株発行に係る議案について特別決議が可決されたとしても、株主が議決権行使するにあたってその判断の正当性を失わせるような瑕疵があったといわざるを得ず、…支配権維持の目的による不公正性を阻却することにはならない」と述べている。この判示からは、もし当該決議にそのような説明義務違反などがなければ、特別決議によって不公正性が阻却される可能性があることを示唆しているともいえる（これに関連して、会社法コンメンタール 5 巻 128 頁〔洲崎博史〕は、非公開会社において株主総会の特別決議を経ている場合には、たとえ当該募集株式の発行等が支配権維持目的であっても不公正発行には該当しない、とする）。もし本問のような事例が実際に生じた場合には、X 社が著しい不公正を主張して差止めを求めることは当然考えられる事態であるので、時間のあるときにでも考えてみてほしい。

二 新株発行における手続きの法令違反—本件決議の瑕疵

1 X 社が主張する差止事由は、本件新株発行の手続きが法令に違反すること（210 条 1 号）である。具体的には、本件新株発行を定める株主総会決議（本件決議）に取り消しうべき瑕疵があることが法令違反に該当する、という主張をすることになる。

なお、本問で X 社が差止めの仮処分を申し立てた時点では本件決議はまだ取り消され

ておらず、決議はまだ有効であるから、これに基づいて行う新株の発行については差止事由がないようにも思える。しかしそのように解すると、決議に取消しうべき瑕疵がある場合に募集株式の発行等を差し止めることが事実上不可能になってしまう。そのため、210条の差止事由の判断に際しては決議取消事由が存在することが認められればよく、現に決議が取り消されている必要はないと解される（会社法コンメンタール5巻108頁〔洲崎博史〕）。

2 では、何が本件決議の瑕疵となるのか。本件決議については、X社が自己の有する議決権の数を5000個と主張していた。ところがY社はX社の議決権を4000個であるとし、X社がBから取得した株式にかかる議決権1000個分についてその行使を認めなかった。X社の主張が正しいなら、Y社の措置は株主に対して保有する株式に応じて議決権を与えることを定めた308条1項に反するから、本件決議にはその決議の方法に法令違反があることになる。

3 もっとも、本件総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日は令和2年3月31日であり、その時点ではB保有の株式についてX社への名義書換はされていない。それゆえ、130条1項に照らせばX社はY社に対して株式の取得を対抗できないようにも見える。ところが、本問では基準日前にXがBと共同して本件申請書を提出したのに対し、Y社が届出印との相違を理由にして名義書換を拒絶したところ、Xは印影の相違により本件申請書を拒絶したことについて不当であると抗議している。そこで、Y社が本件申請書を拒絶したことが名義書換えの不当な拒絶であり、それゆえ現に株主名簿記載事項が書き換えられていなくても株式の譲受人がその株式の取得を会社に対して対抗できる場合に該当するかどうかが問題となる。

三 本件申請書の適式性

1 本件申請書の適式性を考えるにあたり、まずは名義書換えの申請に関する定款の規定を整理してみよう。Y社定款8条では、名義書換えに際しては譲渡人と譲受人がY社の定める書式により行うべきものとされているが、そこでは記名押印が求められている。そして定款10条2項によれば、定款に基づいて書面を提出する場合には、同条1項により届け出た印鑑を押印しなければならない。

そこで本問でX社が定款の定めに従っているかを見てみると、X社はY社に対して旧印影を届け出ており、現行印影に変更していない。本件申請書には届出印である旧印影ではなく現行印影が押印されているから、この事実を見ればX社らが提出した本件申請書は適式ではないということになる。

2 他方で、事実3において、X社がY社に提出する委任状について旧印影ではなく現行

印影が押捺されていたにもかかわらず、Y 社がそのことを問題とせずに議決権の代理行使を認めてきた事実が示されている。それゆえ X 社からしてみれば Y 社は現行印影を許容していたと考えても無理らしからぬところであり、X 社の主張もここに重点を置くことになるだろう。

3 以上を踏まえたうえで、本件申請書を適式であると認めるかどうかについては、どちらの結論もありうる。その判断に当たっては、定款 10 条 1 項が印鑑の届出を求め、同条 2 項が提出書類について届出印の押印を求めることがどのような趣旨に基づくと考えられるかが一つのポイントなるだろう（本人性の確認の便宜のため、といったことが考えられる）。また過去の株主総会における委任状への現行印影の押捺を Y 社が見逃していた事実をどのように評価すべきかも、大きなポイントとなろう（過去に現行印影による書類提出を認めていた以上は事実上印影の変更の申請があり Y 社もこれを認めていたと同視する、という考え方もありえよう。あるいは、過去に現行印影による書類の提出を認めていた以上、現行印影を用いてもよいのだという信頼が X 社に生じていたといえるから、Y 社がのちにこれを覆すことは信義則上許されない、という立論もあるかもしれない。さらには、委任状と名義書換申請書類とは押印により本人確認をすることの重要性が異なるから、過去に委任状で押印を認めていたとしても名義書換で異なる取扱いをすることも許されるのだ、という考え方もありうる）。定款のルールを確認し、その趣旨を推量するとともに、実際の運用をそれらのルールとどのように整合的に説明するかが解答の鍵になると考えられる。

四 裁量棄却の可否

もし本件申請書が適式であると判断するのであれば、Y 社は少なくとも過失により名義書換えを拒んだことになるので X 社は名義書換えがなくても株式の譲渡による取得を Y 社に対して対抗できることになる。とすれば、B から取得した株式にかかる議決権について X 社にその行使を認めなかった措置は 308 条 1 項に違反することになる。

もっとも Y 社は、裁量棄却（831 条 2 項）の主張をすることが考えられる。これについては、単に X 社の議決権数が違うだけであるならば、票数の数え間違いと同様の瑕疵に過ぎず、株主の参加が阻まれているわけではないから、裁量棄却をするための要件の 1 つである「その瑕疵が重大でないこと」の要件は満たすと考えられる。しかし、本件決議の場合、もし X 社の議決権が 1000 個増えた場合には出席議決権が 15500 個となり、決議に賛成した議決権 10000 個では出席議決権の 3 分の 2 に達しないことになると考えられるから、「決議の結果に影響を及ぼさない」というもう 1 つの要件を満たさない。それゆえ、裁量棄却は認められないと考えられる。

五 その他

なお、本問の Y 社は公開会社ではない株式会社であるが、定款 7 条 2 項により株主間での株式の譲渡に際しては譲渡による取得への承諾が擬制されており（なお 107 条 2 項 1 号ロも参照）、X 社が Y 社取締役会の承認を改めて得ることなく株主名簿記載事項の記載を請求することができる（133 条 1 項、134 条 1 号）。それゆえ、譲渡に際して Y 社の承諾を得ていないことは問題とならないことに留意する必要がある。

以上